



こだわりの、
広島のを
召し上がれ。



チア!
ひろしま

広島県産 応援登録制度

広島県産応援登録制度とは、バイヤーや飲食店の方など食のプロにご協力いただき、「味」「育て方」「ストーリー性」などの観点から商品を審査。合格した商品を「こだわりの広島のを」として登録し消費者の食卓にのぼるよう、取扱店舗の拡大やPR活動などを全力で応援していく制度です。

広島県産応援登録制度

検索

※詳しくはwebサイトをご覧ください <http://hiroshima-ouen.com>

私たちは広島県産応援登録商品を応援しています

広島県 販売・連携推進課

■ お問い合わせ先
広島県農林水産局 販売・連携推進課 TEL:082-513-3583
(E-mail nouhanbai@pref.hiroshima.lg.jp)

選ばれる
食材を目指して!
広島県産
応援登録商品

広島県産応援登録制度について

制度の目的

- 広島県内で生産される農林水産物は、かきやレモンのように有名で全国的なシェアを持つものは少ないですが、商品として魅力あるものは数多くあります。その一方で、その魅力を実需者や消費者へ伝える機会に恵まれず、ブランド化や有利販売につながっていない商品があります。
- そこで、県では、県産農林水産物等の販路拡大等に取り組む生産者等を応援する施策として、広島県産応援登録制度（以下、応援登録制度という。）を実施しています。応援登録制度では、県産農林水産物等のブランド化や有利販売の実現を図り、最終的には生産者の所得向上を目指します。

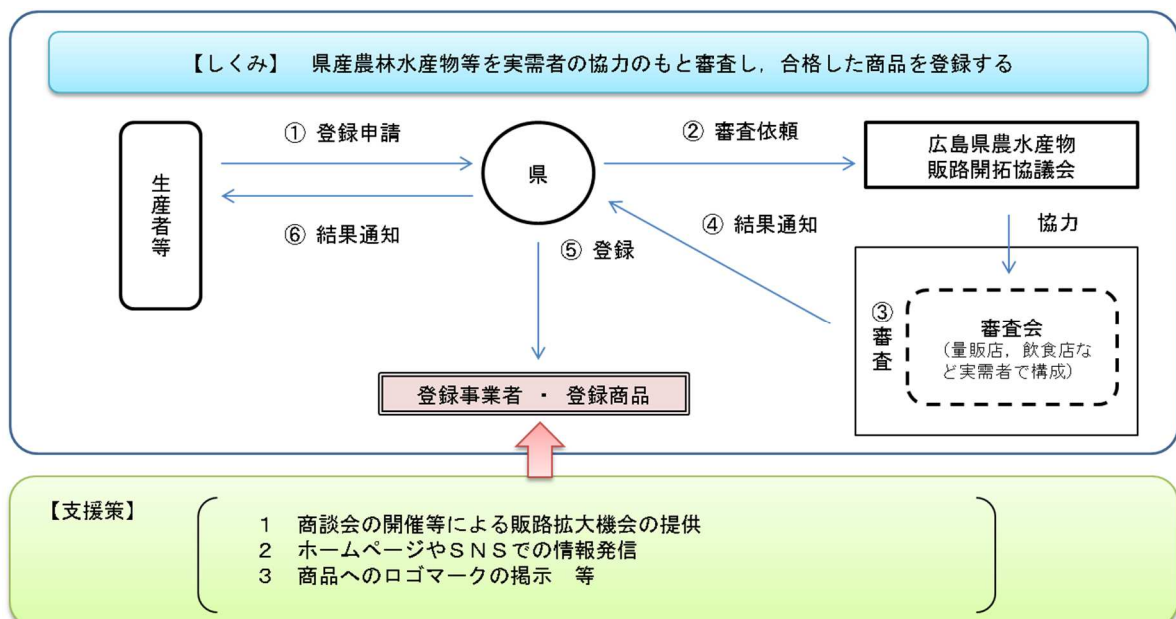
制度のしくみ

- 県内の生産者等がこだわりの商品を提案し、県は量販店等の実需者に審査員を依頼し、審査会を開催します。
- 審査会では、生産者等が試食を含めたプレゼンテーションを行います。審査員は審査票の各審査項目をもとに審査し、100点満点で平均60点以上、かつ、1者以上の取扱希望がある商品について、県が登録します。

支援策

- 登録された事業者や商品に対し、県は、商談会の開催等による県内外での販路拡大機会の提供[※]や、ホームページ上での情報発信及び登録商品へのロゴマークの掲示などのPR・ブランド化の支援等を実施します。 [※] 品目によっては実施しない場合があります。

【制度のイメージ図】



登録申請から登録までの流れ

広島県産応援登録制度に商品を登録するための流れは、5つの段階があります。

1 登録したい商品を決めて日程を確認し、申請意向を連絡する

- 魅力ある農林水産物で、販路拡大を希望する商品が対象です。
- 審査会の日程は、県ホームページ等でご確認ください。
- 申請を希望する旨を販売・連携推進課へ連絡してください。

(連絡先) TEL 082-513-3582

E-mail nouhanbai@pref.hiroshima.lg.jp

2 書類を県へ提出する

○次の4つの書類について、様式をホームページからダウンロードし、入力後県へ提出してください。なお、申請する品目により提出が必要な書類が異なりますのでご注意ください（詳細は裏面参照）。

- ①登録申請書
- ②商品提案書
- ③事業者概要書
- ④基準報告書

3 審査会に向けた準備をする

- 審査会では、申請者自らがプレゼンテーションを行いますので、発表の内容を事前に準備してください。
- プレゼンテーションでは、試食品やサンプル品が必要です。

4 審査会に参加しプレゼンテーションをする

- 審査会にて、試食付きのプレゼンテーションをしていただきます。
- 実需者等から構成される審査員がその内容を審査し、その結果をもとに、県が登録の可否を決定します。

5 登録結果の通知と登録後の情報公開等

- ◆審査会での結果をもとに、書面にて登録の可否を通知します。
- ◆登録された場合は、ホームページ上でその情報が公開され、県が提供する様々な販路開拓等の支援を受けることができます。

登録申請に必要な書類

広島県産応援登録制度に商品を申請するためには、次の4つの書類を提出する必要があります。なお、全ての書類に、青果物、畜産物、水産物それぞれ別の様式がありますので、注意してください。また、提出期限の厳守にご協力ください。

①登録申請書

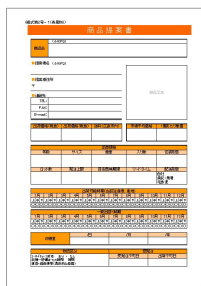
A registration application form with various fields for applicant information, product details, and contact information. It includes a header with the title '登録申請書' and a table for '申請商品名' (Applicant Name).

提出方法：メール送信

○品目欄には一般的な名称（例：キャベツ）を、申請商品名には独自の商品名を記入してください。

○担当者及びクレーム対応責任者の情報を記入してください。両方に同じ内容を記入していただいても結構です。

②商品提案書

A product proposal form with multiple sections for product description, quality standards, and marketing information. It includes a header with the title '商品提案書' and a table for '商品提案内容' (Product Proposal Content).

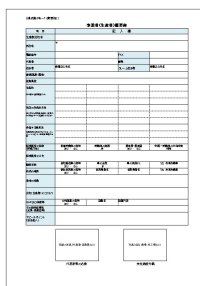
提出方法：メール送信

○申請する商品の情報を記載してください。

○審査の対象となる情報を含んでおり、また一部を除き内容がHPで公開されます。商品の魅力を余すことなくかつ正確に伝えられるよう、内容を精査し丁寧に記載してください。

○写真を表面と裏面に合計で5枚添付してください。なお、写真は容量を圧縮し、エクセルファイル全体の容量が10MBを超えないようにしてください。

③事業者概要書

A business overview form with a table for '事業者概要' (Business Overview) and a section for '備考' (Remarks). It includes a header with the title '事業者概要書'.

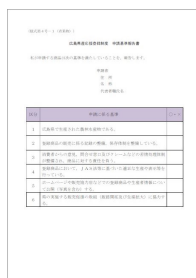
提出方法：メール送信

○申請する事業者の情報を記載してください。なお、生産者と申請者が異なる場合は、各々について別々のシートに記入してください。

○審査の対象となる情報を含んだ書類です。現在の契約取引先数や認証の取得状況といった加点要素も含んでいますので、漏れの無いように記載してください。

○写真を2枚添付してください。なお、添付する写真は、②と同じ写真を使用しても構いません。

④基準報告書

A criteria report form with a table for '基準報告' (Criteria Report) and a section for '備考' (Remarks). It includes a header with the title '基準報告書'.

提出方法：メール送信

○申請にあたり、必要な基準を満たしていることを報告する書類です。

○すべての項目において、“○”でなければ申請できません。そのため、他の書類の作成に取り掛かる前に、まずは申請しようとする商品がこの基準を満たしていることを確認してください。

広島県産応援登録制度 申請基準報告書

私が申請する商品は次の基準を満たしていることを、報告します。

申請者
住 所
名 称
代表者職氏名

区分	申請に係る基準	○・×
1	商品の原材料に占める重量割合の75%以上が、広島県で生産された単一の農林水産物である。	
2	一次加工食品 ^{※1} である。	
3	1の原材料を生産する生産者と連携している。	
4	登録商品の販売に係る記録の整備、保存体制を整備している。	
5	消費者からの意見、問合せ窓口及びクレームなどの苦情処理体制が整備され、商品に対する責任を負う。	
6	登録商品における、関係法令 ^{※2} に基づいた適正な生産や表示 ^{※3} 等について、保健所等 ^{※4} に確認済みである。	
7	ホームページや販売協力店などでの登録商品や生産者情報について公開（写真を含む）する。	
8	県の実施する販売促進の取組（販路開拓及び生産拡大）に協力する。	

※1 1次加工食品

原材料である農林水産物の原形を大きく変えず、物理的あるいは微生物的な処理や加工を行ったもの。

例) 漬物、ヨーグルト、酒類、果汁等

※2 食品表示法、食品衛生法、JAS法、健康増進法等のこと。

※3 ①一括表示ラベル現物、②容器・包装袋等現物、③原材料配合分量表、④製造工程図を添付すること。

※4 商品の衛生に関すること（添加物、アレルギー、期限表示等）及び保健に関すること（栄養成分表示、機能性表示等）については、最寄りの保健所に、商品の品質に関すること（名称、原材料、原産地、内容量等）については、所在する市町別の所管の機関に確認すること。